

新潟市 文化芸術活動の実施に関する 新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン

作成:新潟市・アーツカウンシル新潟

初版:令和2年7月1日

最終更新日:令和5年3月13日



New Lifestyle. New Niigata

さあ、新しい日常へ。



目次

1. 本ガイドラインの位置づけ…01
2. 感染防止のための基本的な考え方…02
 - (1)「三つの密」の回避
 - (2)すべての主体に共通して求められる基本的な感染防止策
3. 感染拡大への防止策…03
4. 具体的な対策…04
 - I. 文化施設(劇場、ライブハウス、集会・展示施設等)
 - ◎施設管理・運営者(従業員を含む)が講ずるべき具体的な感染防止策…04
 - (1)来場者に向けた周知・広報…04
 - (2)従事者に関する感染防止策…04
 - (3)施設内での具体的な感染防止策…05
 - (4)その他、施設内での感染防止策…05
 - ◎公演等の主催者が講ずるべき具体的な感染防止策…06
 - (1)事前調整…06
 - (2)客席の配席(収容率)…06
 - (3)公演関係者に関する感染防止策…07
 - (4)来場者に関する感染防止策…08
 - (5)会場内での感染防止策…08
 - (6)その他、物販等…09
 - ※上記に加えライブハウス等において留意すべき事項…10
 - II. 文化芸術団体の練習、稽古…11
 - ◎文化芸術団体の構成員、参加者が留意すべき事項…11
- 参考資料…12

1. 本ガイドラインについて

新型コロナウイルス感染症は、その発生から既に3年を超え、医療的な知見の蓄積やワクチン接種の進展等により、一定程度の重症化抑止が図られてきています。また、社会、経済活動の再開も求められていることなどから、国ではマスク着用について個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることとし、併せて、今後特段の事情が生じない限り、令和5年5月8日からは感染法上の位置づけを2類相当から5類に変更することとなっています。

本ガイドラインは、市民の皆さんに、安心して文化芸術活動を行ってもらうため、政府の『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）及び各文化芸術関連の業界団体等において示されたガイドラインを踏まえ、施設や事業の内容に応じてリスクマネジメントをしていただく上での基本的な考え方を示したものです。このガイドラインを参考にしていただき、個別の活動内容に応じて活用していただくようお願いいたします。

今後も、国等の対処方針の変更のほか、感染の動向や専門家の知見等を踏まえ、適宜、ガイドラインの改訂を行っていきます。なお、本ガイドライン作成にあたり、新潟大学大学院医歯学総合研究科の齋藤玲子教授にご協力いただいています。

新潟市新型コロナウイルスに関する文化芸術相談窓口

本市では、新型コロナウイルスに関する文化芸術相談窓口（以下相談窓口）をアーツカウンシル新潟（公益財団法人新潟市芸術文化振興財団）に設置しています。この相談窓口では、本ガイドラインをはじめ、国の経済支援や、県や市が実施する各種支援策、今後の団体の運営に関する助成金など、文化芸術活動に関する様々なご相談に、専門のスタッフが対応しています。まずはお気軽にご相談ください。

アーツカウンシル新潟（公益財団法人新潟市芸術文化振興財団）

〒951-8062 新潟市中央区西堀前通六番町 894 番地 1 西堀六番館ビル 5 階

電話：025-378-4690 fax：025-378-4663

E-mail:artscouncil@niigata.email.ne.jp

<https://artscouncil-niigata.jp/>

2. 感染防止のための基本的な考え方

(1) 「三つの密」の回避

文化施設等は、感染を拡大させるリスクが高くなる3つの条件（いわゆる「三つの密」）について、「多くの人々が集う」「屋内施設」として注意すべき要素・リスクが存在します。それぞれの施設や公演の特性を理解し、本ガイドラインを踏まえた適切な対応を講ずることにより、施設の各箇所において「密」の発生を防止し、感染リスクを軽減させることが求められます。

- 密閉空間（換気状況により密閉空間になりえる）
- 密集場所（多くの人々が密集する場合がある）
- 密接場面（近距離での長時間の会話が行われる場合がある）

なお、一つの密でも一定の感染リスクが避けられないことから、密閉、密集、密接のいずれの発生も避けるように努めてください。

(2) すべての主体に共通して求められる基本的な感染防止策

施設管理者は、公演主催者と協力・連携し、施設や公演に関わるすべての主体に対し、以下の基本となる感染防止策を周知するとともに必要な対策を講じてください。また、施設管理者及び公演主催者は、本ガイドライン等に従った取組みを行う旨、ホームページ等で公表してください。

なお、以後のすべての感染防止策は、ワクチン接種の有無や回数に関わらず共通となります。

- 必要回数のワクチン接種の推奨
- 個人の判断により必要に応じたマスクの着脱
 - ・ マスク使用時には鼻にフィットさせたしっかりとした着用を徹底し、できるだけフィルター性能の高い不織布マスクを使用すること
- 手指の消毒や手洗いの推奨
- 咳エチケットの推奨
- 相互の人と人が触れ合わない程度の距離の確保
- 常時換気の徹底（来場者を除く）
- 各自で検温を励行し、発熱（平熱より0.5度以上高い熱）時や、下記の症状等に該当する場合には自宅待機等の対応をとる
 - ・ 咳、喉の痛み、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害等の症状
 - ・ 陽性とされた者との濃厚接触がある場合

3. 感染拡大への防止策

公演主催者は、感染が発生した場合は速やかに施設管理者に連絡し、対応を協議してください。

- 発生した感染者等の情報は要配慮個人情報となるため、その取扱に十分注意してください。
- 施設管理者は、施設内で来場者等から体調不良を訴えられた際の対応について、事前に検討を行い、換気の良い救護室（一時的隔離）や対応する際の不織布マスクや手袋等の備品を準備してください。
- 従事者や公演関係者の感染が疑われる際の対応について、事前に検討を行い、自宅待機や受診等の基準を定めてください。基本は、発熱等の体調不良の場合には、出勤や公演参加を控えるようにしてください。その上で、発熱等の症状が出た場合には、必要となる検査を行って罹患状況等を確認し、適切な対応を取ってください。相談窓口など詳しくは、新潟市ホームページをご覧ください。
- また、感染者発生時の対応について、公演実施の基準等を事前に定めてください。
- 施設管理者及び公演主催者は、来場者等から、後日「陽性者になった」「体調がすぐれない」等の問い合わせがあった場合は、下記の相談先を案内し、必要に応じて保健所の指示を仰ぐよう伝えてください。

相談内容	問い合わせ先	電話相談
陽性者になった、濃厚接触者になった等（新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談）	受診・相談センター（新潟市保健所保健管理課）	TEL025-212-8194 受付 9:00～17:00(土日祝含む)
発熱等の症状がある	かかりつけ医 ※まずは電話で相談してください	
発熱等の症状があり、かかりつけ医を持たない方やどこに相談したらよいかわからない方	新潟県新型コロナ受診・相談センター	TEL025-385-7634 TEL025-385-7541 TEL025-256-8275 毎日 24 時間対応

4. 具体的な対策

I. 文化施設(劇場、ライブハウス、集会・展示施設等)

◎施設管理・運営者(従業員を含む) が講ずるべき具体的な感染防止策

施設管理者は、前記の「2. 感染防止のための基本的な考え方」(2ページ)を踏まえ、以下の個々の場面や場所等で必要となる措置も講じてください。なお、施設管理者は、公演主催者が必要な措置を講じていただけるように事前に協議を行うとともに、公演の際には措置が実際に講じられているかを確認し、必要な措置が講じられていないと認められる場合には、十分な措置を講じるように要請してください。

(1)来場者に向けた周知・広報

	留意すべき事項
①	本ガイドラインに沿った感染防止対策を講じていることを施設のホームページ等に掲載することにより、来場者等に事前に広報・周知してください。 <ul style="list-style-type: none">・ 発熱(平熱より0.5度以上高い熱)時、咳、喉の痛み等の体調不良時の来館控え・ 施設内での必要に応じたマスクの着脱・ 感染リスクの高い高齢者等の他の来場者等への配慮・ 施設内での会話の抑制、咳エチケット・ 手指の消毒や施設内での手洗い・ 施設内での人と人が触れ合わない程度の距離の確保

(2)従事者に関する感染防止策

	留意すべき事項
①	従事者は、普段から健康観察アプリ等を活用し、日々の健康状態の把握に努め、体調が悪いと自覚した場合は出勤を控え、勤務管理者に連絡してください。
②	諸室の利用にあたっては、空調設備による適切な換気を常時実施し、人的密度や換気状況により必要に応じて、新たに換気扇や扇風機・サーキュレーター等による強制換気や二箇所以上の窓や扉を開放した自然換気を行ってください。その際、人の配置・配席や風向きによる飛沫の飛散等を事前に十分考慮してください。なお、自然換気については、扇風機・サーキュレーターを窓や扉に向けて用いることも効果的です。また、必要に応じて二酸化炭素モニターを活用し、概ね濃度1,000ppm以下を保ってください。
③	従業員等の感染が疑われる際の対応について、事前に検討を行い、自宅待機や受診等の基準を定めてください。

(3)施設内での具体的な感染防止策

	留意すべき事項
①	マスク着用については基本的には個人の判断を尊重し、一律的に着脱を強いるものではありません。一方で、公演や施設利用等の特性により、高齢者などのハイリスク者が多い場合など感染リスクが高い状況が想定される際には、必要に応じてマスク着用を推奨してください。
②	受付等、対面で応対を行う場所は、換気に注意したうえで、取扱者は必要に応じて不織布マスク着用や手指消毒などの対策を適宜行ってください。また、現金の取扱いをできるだけ減らすため、キャッシュレス決済を推奨します。
③	施設内は、空調設備の常時運用に加え、必要に応じて各所の窓や扉の開放等により自然換気を行ってください。楽屋や会議室等においては、換気の目安として二酸化炭素モニターの使用（概ね濃度 1,000ppm 以下）も有効です。
④	必要に応じて施設の共用部分（トイレ等）に、手指消毒用の消毒液を設置してください。消毒液は不足が生じないように定期的な点検を行ってください。
⑤	施設内の不特定多数が頻繁に触れやすい場所の消毒や拭き取り清掃を適宜行ってください。 拭き取り掃除は、ウェットティッシュやウェットタオル、中性洗剤を含んだ布等で行ってください。特に、汗や飛沫が飛び散る身体的活動、発声、演奏を伴う活動（コンサート、演劇、カラオケ、吹奏楽なども含む）については、活動後に、床の拭き取り掃除を行う等、注意が必要です。

(4)その他、施設内での感染防止策

	留意すべき事項
①	清掃やごみの廃棄を行う者は、不織布マスクや手袋を着用してください。作業を終えた後は、手洗い・消毒を行ってください。
②	施設内で来場者等から、体調不良を訴えられた際の対応について事前に検討してください。 換気の良い救護室（一時的な隔離）や、対応する際の不織布マスクや手袋等の備品を準備してください。

◎公演等の主催者が講ずるべき具体的な感染防止策

公演主催者が講ずるべき具体的な感染防止策は、「2. 感染防止のための基本的な考え方」(2ページ)を踏まえるとともに、施設利用以前の練習や稽古段階より生じること、個々の公演の内容等によりその必要性や水準等が異なることに鑑み、各公演ジャンルの統括団体等のより詳細なガイドラインも参照してください。

(1)事前調整

	留意すべき事項
①	公演主催者は、予定されている公演等における本ガイドラインを踏まえた感染防止策について、事前に施設管理者と協議をしてください。高齢者等が多数来場すると見込まれる事業については、感染リスクや重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討してください。

(2)客席の配席(収容率)

	留意すべき事項
①	<p>新潟県におけるイベントの開催制限(規模要件等)を踏まえ、人数及び収容人数の割合を遵守して、事業を実施してください。</p> <p>◆ 感染防止安全計画を策定するイベント</p> <p>参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントについては、主催者等が県様式「感染防止安全計画」を策定し、県による確認を受けた場合、人数上限を収容定員まで、収容率の上限を100%まで緩和できます。イベント開催後の県への報告も必要です。</p> <p>なお、緊急事態措置区域、重点措置区域において、感染防止安全計画を策定するイベントは、基本的に「大声なし」の担保が前提となります。</p> <p>※「大声」とは「観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義されている</p> <p>◆ その他のイベント(感染防止安全計画を策定しないイベント)</p> <p>感染防止安全計画を策定しないイベントの主催者等は、県様式「感染防止策チェックリスト」を作成し、ホームページ、SNS等で公表してください。</p> <p>県様式等は、新潟県ホームページ「新潟県におけるイベントの開催制限について」からダウンロードしてください。</p> <p>https://www.pref.niigata.lg.jp/site/shingata-corona/boushikyouryoku-onegai.html</p>
②	来場者の配席については、できるだけ指定席にするなどして、主催者側で客席状況を管理調整できるようにしてください。

(3)公演関係者に関する感染防止策

	留意すべき事項
①	<p>公演主催者及び公演関係者は、その表現形態に応じて感染防止に努めるようにしてください。</p> <p>〈舞台上での配置について〉</p> <p>飛沫が発生する合唱（カラオケを含む）や吹奏楽（管楽器）、演劇等については、以下の点に十分に配慮して、実施してください。</p> <ul style="list-style-type: none">● 対面での発声や演奏は避け、原則一列で一方向を向いて行い、やむを得ず、列を複数つくる場合には、市松模様状に編成するなど、前後の距離に注意してください。● 合唱（カラオケを含む）については、歌手の間が最低でも 1mの市松模様となるよう努めてください。この距離の確保が難しい場合は、マスクを着用してください。● トランペット・トロンボーンは前方の演奏者との距離を最低でも 1.5m確保するように努めてください。
②	<p>公演時の出演者を除き、施設内では必要に応じてマスクの着用を依頼し、公演前後の手指消毒をしてください。</p>
③	<p>楽屋、控室、稽古場等でも不特定多数が触れやすい場所は、必要に応じて消毒や拭き取り清掃を行ってください。</p> <p>拭き取り掃除は、ウエットティッシュやウエットタオル、中性洗剤を含んだ布等で行ってください。特に、汗や飛沫が飛び散る身体的活動、発声、演奏を伴う活動（コンサート、演劇、カラオケ、吹奏楽なども含む）については、活動後に、床の拭き取り掃除を行う等、注意が必要です。</p>
④	<p>楽屋は密にならないように定員を調整するとともに、常時換気を励行してください。なお、必要に応じて、二酸化炭素モニター（概ね濃度 1,000ppm 以下）を活用してください。</p>
⑤	<p>舞台袖、舞台裏、楽屋などの狭いスペースでの待機時や、洗面スペースや飲食周り等のマスクを外しての利用に際し、各場所に応じた定員制限や会話の抑制等をしてください。</p>
⑥	<p>その他、練習・稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講ずるとともに、関係者の健康管理に努めてください。</p>

(4)来場者に関する感染防止策

	留意すべき事項
①	来場前の検温の要請とともに、来場を控えてもらうケースを事前に周知してください。また、その際の振替やチケット代金の払戻等の諸条件については、事前に告知してください。
②	施設内でのマスク着脱は個人の判断ですが、高齢者など感染リスクの高い周囲の来場者への配慮を必要に応じて促してください。
③	入退場時の密集回避のため、一定の距離の間隔を確保してください。

(5)会場内での感染防止策

	留意すべき事項
①	公演主催者は、会場内の不特定多数が触れやすい場所の消毒・清掃を適宜行ってください。
②	公演主催者は、会場の出入口等の必要箇所に、手指消毒用の適切な消毒液を設置してください。また、不足が生じないように定期的な点検を行ってください。
③	来場者の案内や誘導に際しては、人と人が触れ合わない程度の距離を取るとともに、必要に応じて不織布マスクを着用してください。
④	来場者と接する窓口（招待受付、当日券窓口）等では、換気に注意をしたうえで、取扱者は必要に応じて不織布マスク着用や手指消毒などの対策を適宜行ってください。
⑤	マスク着用については基本的に個人の判断を尊重し、一律的に着脱を強いるものではありません。一方で、公演や施設利用等の特性により、高齢者などのハイリスク者が多い場合など感染リスクが高い状況が想定される際においては、必要に応じてマスク着用を推奨してください。
⑥	休憩時間や入退場時間は、会場の収容人数や収容率、入退場経路等を考慮し、余裕ある時間を設けてください。
⑦	開場・休憩時間の隣席との会話や、本番中の笑い声や一時的な発声についても、必要以上に制限を行わないように留意ください。

(6)その他、物販等

	留意すべき事項
①	現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインでの販売や、キャッシュレス決済を推奨します。
②	物販に関わる関係者は、必要に応じて不織布マスクの着用に加え、手指消毒を行ってください。
③	ブランケット、イヤホンサービス等の貸出物品は、消毒を行うなど清潔に保ってください。
④	公演中やリハーサル中などに、体調不良者が発生した場合の対応について事前に検討してください。換気の良い救護室（一時的な隔離）や、対応する際の不織布マスクや手袋等の備品を準備してください。

〈ライブハウス等〉

上記に加えて、以下の点について特に留意してください。

	留意すべき事項
①	公演の前後及び公演中も定期的に5分以上の休憩時間を設けて、ドアや窓を全開とする「換気タイム」を実施するほか、空調設備等により会場内の常時換気を徹底してください。特に換気が悪くなりやすい場所に二酸化炭素モニター等を設置し、概ね濃度1,000ppm以下を保ってください。
②	座席がない場合は、適切な距離の確保をするよう要請してください。(人と人が触れ合わない程度の間隔) 公演中の来場者同士の接触(会話等を除く)は控えるよう周知してください。 来場者と接するような演出(来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等)は行わないようにしてください。 要請するルールやマナーを遵守できない来場者へは退場を促してください。また、事前にその旨を周知してください。
③	飲食物を提供する場合は、感染防止対策を実施した上で、人と人との十分な間隔をあけて座席を配置するように努め、真正面の配置を避けるなどの工夫をしてください。 過度な飲酒への注意喚起をしてください。

※詳しくは、一般社団法人ライブハウスコミッション等が作成している「ライブハウス・ライブホールにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドイン」を参照してください。

Ⅱ. 文化芸術団体の練習、稽古

◎文化芸術団体の構成員、参加者が講ずるべき具体的な感染防止策

日々の練習や稽古の段階から、前記の「2. 感染防止のための基本的な考え方」(2ページ)に加え、以下の点について徹底してください。

	留意すべき事項
①	同時に多くの人々が同一の場所を利用することがないように、利用人数全体を抑える、または利用に際して時間差をとるなどの対応を行い、密になることを避けてください。
②	空調設備の常時運用に加え、必要に応じて各所の窓や扉の開放等により自然換気を行ってください。
③	普段から健康観察アプリ等を活用し、日々の健康状態の把握に努め、体調が悪いと自覚した場合は参加を控えてください。
④	マスク着用については基本的に個人の判断を尊重し、一律的に着脱を強いるものではありません。高齢者などのハイリスク者が多い場合など感染リスクが高い状況が想定される際は、必要に応じてマスクの着脱をしてください。
⑤	不特定多数が触れやすい場所は、必要に応じて消毒や拭き取り清掃を行ってください。 拭き取り掃除は、ウェットティッシュやウェットタオル、中性洗剤を含んだ布等で行ってください。特に、汗や飛沫が飛び散る身体的活動、発声、演奏を伴う活動(コンサート、演劇、カラオケ、吹奏楽なども含む)については、活動後に、床の拭き取り掃除を行う等、注意が必要です。
⑥	十分な広さの練習場所、座席の間隔を確保してください。 合唱(カラオケを含む)等については、7ページ「(3)公演関係者に関する感染防止策」に記載の「舞台上の配置」に準じて適切な対人距離を確保してください。
⑦	楽器、道具、筆記用具等の物品の貸し借りは控えてください。やむを得ず共用が必要な場合は、使用のつど、消毒を行ってください。特に、楽器、マイクの共用はできるだけ避け、やむを得ず共通して触れるものについては、活動前後に拭き取り消毒を行ってください。

参考資料

国	『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』令和3年11月19日（令和5年2月10日変更）、新型コロナウイルス感染症対策本部決定
公益社団法人全国公立文化施設協会	『劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン』令和2年5月14日（令和5年3月13日改定版）
クラシック音楽公演運営推進協議会	『クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン』令和2年6月11日（令和5年3月13日改定）
公益社団法人日本バレエ協会	『バレエ教室における新型コロナウイルス感染予防ガイドライン』令和2年5月29日（令和3年11月1日更新）
一般社団法人ライブハウスコミッション、NPO法人日本ライブハウス協会他	『ライブホール、ライブハウスにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン』令和2年6月13日策定（令和5年3月13日更新）
一般社団法人全日本合唱連盟	『合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン』令和2年6月29日策定（令和5年3月10日策定）

本ガイドラインに関する問い合わせ

- 新潟市文化スポーツ部文化政策課
TEL 025-226-2560 午前8時30分～午後5時30分（平日）
- アーツカウンシル新潟（公益財団法人新潟市芸術文化振興財団）
TEL 025-378-4690 午前9時～午後5時15分（平日）

新型コロナウイルス感染症に関する相談・問い合わせ

- 新潟市保健所保健管理課
TEL 025-212-8194 午前9時00分～午後5時00分
（土・日曜、祝日も受付）